

東京都心身障害者扶養年金条例を廃止する条例（平成 18 年東京都条例第 175 号）

東京都心身障害者扶養年金条例（昭和 43 年東京都条例第 111 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成 19 年 3 月 1 日から施行する。

（年金受給者に対する経過措置）

第 2 条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この条例による廃止前の東京都心身障害者扶養年金条例（以下「旧条例」という。）第 9 条第 1 項の規定により年金を支給される権利を有している障害者（以下「年金受給権者」という。）に係る年金及び葬祭料の支給については、旧条例の規定は、なおその効力を有する。

（清算金の支給）

第 3 条 施行日において、旧条例第 4 条の 2 第 1 項に規定する加入者（以下「加入者」という。）が保護する障害者が年金受給権者となっていない場合は、加入者又は当該障害者（以下「未受給者」という。）のいずれかに対し、清算金を支給する。

2 清算金の額は、1.0145 を施行日における加入者の年齢に対応する平均余命の年数（平成 18 年に厚生労働省が発表した平成 17 年簡易生命表によるものとし、その年数に一年に満たない端数があるときは、その端数は切り捨てる。）に相当する回数乗じて得た数値で、次の各号に掲げる額の合算額を除して得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り上げる。）とする。

- 1 二万円に、平均受給期間である 24 年間の月数を乗じて得た額（以下「清算基準額」という。）を、旧条例第 6 条第 1 項に規定する掛金（以下「掛金」という。）の最長の払込期間である 20 年間の月数で除して得た額に、施行日までに掛金を払い込んだ月数を乗じて得た額
- 2 施行日前に、旧条例第 4 条の 2 第 2 項に規定する特約付加入者であった者（以下「特約付加入者」という。）については、清算基準額に、三分の一を乗じて得た額を、掛金の最長の払込期間である 20 年間の月数で除して得た額に、施行日までに旧条例第 6 条第 2 項に規定する特約掛金（以下「特約掛金」という。）を払い込んだ月数を乗じて得た額
- 3 前項の清算金の算定において、施行日前に、払い込むべき掛金を免除された者の当該免除された月数は、前項第 1 号の払い込んだ月数とみなす。
- 4 前 2 項に掲げるもののほか、清算金の算定に必要な事項は、東京都規則（以下「規則」という。）で定める。

（清算金受給者等）

第 4 条 加入者又は未受給者は、清算金の支給を受ける場合において、加入者又は未受給者のいずれかを清算金の支給を受ける者（以下「清算金受給者」という。）として指定し、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

2 前項の指定が未受給者である場合にあっては、加入者又は未受給者は、次条第 1 項第 2 号の支給

方法を指定しなければならない。

- 3 第1項の指定が未受給者である場合にあっては、加入者又は未受給者は、清算金受給者に代わって清算金を受け取る者（以下「清算金受取人」という。）として、次の各号のいずれかに該当する者を指定することができる。
 - 1 加入者
 - 2 加入者に代わって障害者を保護する者として次に掲げる者
 - (一) 未受給者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）
 - (二) 直系血族、兄弟姉妹又はその他の親族
- 4 加入者又は未受給者は、清算金受取人を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。
- 5 知事は、清算金受給者である未受給者の保護のため必要があると認めるときは、清算金受取人を変更することができる。

（清算金の支給方法）

第5条 清算金の支給方法は、次の各号に掲げる清算金受給者に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

- 1 加入者 一括支給
 - 2 未受給者 一括支給又は分割支給（2年から20年までの年数のうち、加入者又は未受給者が指定した年数（次項において「支給年数」という。）による分割支給をいう。）
- 2 前項第2号に規定する分割支給の方法により清算金を支給する場合にあっては、次の各号に掲げる額の合算額を毎年度一回支給する。
 - 1 附則第3条第2項に規定する清算金の額（次号において「清算金総額」という。）を、支給年数で除して得た額（その額に端数を生じたときは、当該端数を初回の支給額に合算する。次号において「清算金年額」という。）
 - 2 支給年数に応じて、各年度毎に生じる利息相当額として、清算金総額から当該年度分の清算金年額及び前年度まで支給した清算金年額の合計額を差し引いた額に利率として0.0145を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）を算定し、各年度における当該算定額を合算したものを支給年数で除して得た額（その額に端数を生じたときは、当該端数を初回の支給額に合算する。）
 - 3 前項に掲げるもののほか、清算金の算定に必要な事項は、規則で定める。

（年金受給の経過措置）

第6条 加入者又は未受給者は、附則第4条第1項の指定の届出をする際において、施行日から平成20年3月31日までの間、清算金の受給を留保することの申出をすることができる。

- 2 前項の申出があった場合は、平成20年3月31日までの間、附則第3条第1項の清算金は、支給しない。
- 3 附則第4条第1項の指定の届出が、規則で定める期日までに行われなかった場合においても附則第3条第1項の清算金の支給については、前項と同様とする。
- 4 平成20年3月31日までの間に、第1項の申出があった場合又は前項に規定する届出が行われな

かった場合で、加入者が死亡し、又は身体及び精神の機能を著しく喪失した状態となったとき（以下「死亡等したとき」という。）は、未受給者は、施行日の属する月から当該加入者が当該死亡等したときの属する月までの月数に、施行日前に旧条例第 6 条第 1 項の規定により払い込んでいた掛金のうち最後に払い込んだ掛金（同項の規定により払い込むべき掛金を払い込んでいなかった場合（以下「未納があった場合」という。）は、最後に払い込むべき掛金をいい、当該加入者が特約付加入者であった場合は、掛金及び特約掛金をいう。）に相当する額（以下「掛金相当額」という。）を乗じて得た額（未納があった場合は、掛金相当額に、当該未納月額を乗じて得た額を含む。）を払い込むことにより、当該未受給者を附則第 2 条の規定による年金受給権者とみなして、同条の規定を適用する。

- 5 前項の加入者が死亡等したときは、未受給者は、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。
- 6 知事は、特に必要があると認める場合は、掛金相当額を、規則で定めるところにより減額することができる。
- 7 第 4 項の場合において、年金受給権者とみなされた者については、附則第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の清算金は、支給しない。
- 8 第四項の算定に必要なその他の事項は、規則で定める。

（未支給金の取扱い）

第 7 条 清算金受給者（附則第 4 条第 1 項の指定を届け出していない場合にあっては、加入者及び未受給者）が死亡し、又はその所在が一年以上不明な場合において、その者に支給すべき清算金で未支給のもの（以下「未支給金」という。）があるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹は、自己の名で、その未支給金の支給を申請することができる。

- 2 前項の場合において、未支給金に係る附則第 5 条第 2 項第 2 号に規定する額は、支給しない。
- 3 未支給金を受けるべき者の順位は、第 1 項に規定する順序による。
- 4 未支給金を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その一人のした申請は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。
- 5 その他の未支給金の取扱いについて必要な事項は、規則で定める。

（清算金受給権の消滅等）

第 8 条 清算金の支給を受ける権利は、五年間これを行使しないときは時効により消滅する。

- 2 知事は、加入者又は清算金受給者が偽りその他不正の手段により清算金の支給を受け、若しくは受けようとしたときは、その受給権を消滅させることができる。
- 3 知事は、前項の場合において、既に清算金の支給を受けた者がいるときは、その者に既に支給された清算金の額の全部又は一部を返還させることができる。

（届出義務等）

第 9 条 清算金受給者又は清算金受取人は、清算金の支給が完了するまでの間、その氏名又はその住所を変更したときは、速やかにその旨を、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

- 2 加入者、未受給者又は清算金受取人は、清算金受給者が死亡したときは、速やかにその旨を、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。
- 3 清算金受給者及び清算金受取人は、清算金の支給を円滑に行うため、知事が行う調査に協力しなければならない。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(準備行為)

第 11 条 清算金の支給等に関する手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。